石狩市特定環境保全公共下水道事業 経営戦略

(平成29年度~平成38年度)

平成29年3月

石狩市建設水道部

り

1.	紐	怪営戦略策定の趣旨	1
((1)	経営戦略の位置付け	
((2)	計画期間	
2.	事	ş業概要·······	2
((1)	事業の現況	
((2)	民間活力の活用等	
((3)	経営比較分析表を活用した現状分析	
3.	縚	を営の基本方針·····	6
4.	投	と資・財政計画(収支計画)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
((1)	投資·財政計画 (収支計画)	
((2)	投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明	
((3)	投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	
5	紏	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	10

1. 経営戦略策定の趣旨

本市の特定環境保全公共下水道事業は、市街化区域以外における生活環境の改善、公共用 水域の水質保全等を図るために設置された下水道事業です。

施設整備は概ね終了しており、現在は、浄化センター2箇所、マンホールポンプ9基及び管渠の維持管理をしています。

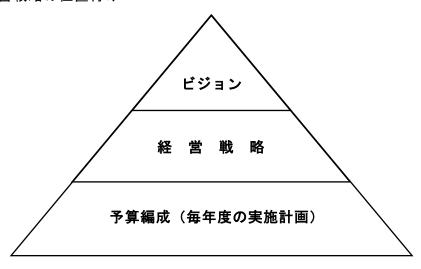
会計運営については、公債費が歳出決算額の約70%を占めるなど硬直化しておりますが、 起債の償還は進んでおり、残高は減少してきております。また、使用料収入が歳入の10%程 度であり、厳しい状況となっており、歳入の不足分を基金からの繰入により賄っているとこ ろです。

人口減少・施設老朽化等、経営環境が厳しさを増すなか、平成22年3月に策定し、平成27年1月に改訂した『石狩市下水道中期ビジョン』(以下「ビジョン」という)を踏まえ、今後も効率的な維持管理に努め安定した汚水処理を実施し、将来にわたって本事業を持続させていくため、計画期間を10年間とする『石狩市特定環境保全公共下水道事業経営戦略』(以下「経営戦略」という)を策定します。

(1) 経営戦略の位置付け

この経営戦略は、ビジョンの基本理念を新しい時代の中において実現させるための計画 であり、経営戦略を踏まえ、毎年度の予算編成を行ないます。

〇経営戦略の位置付け



(2) 計画期間

中長期的な特定環境保全公共下水道事業の経営を展望し、取組の方向性や財政面での見通しを明らかにするため、計画期間は平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

2. 事業概要

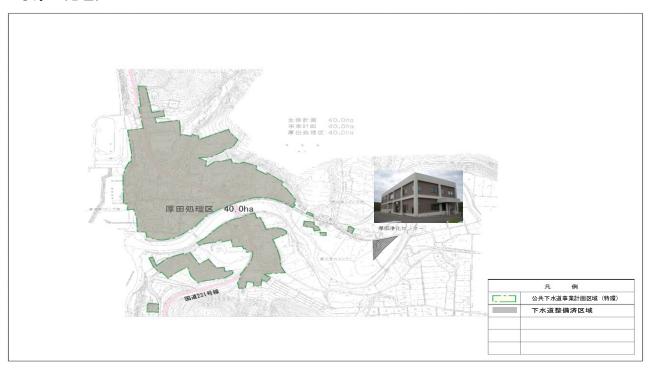
(1) 事業の現況

① 施 設

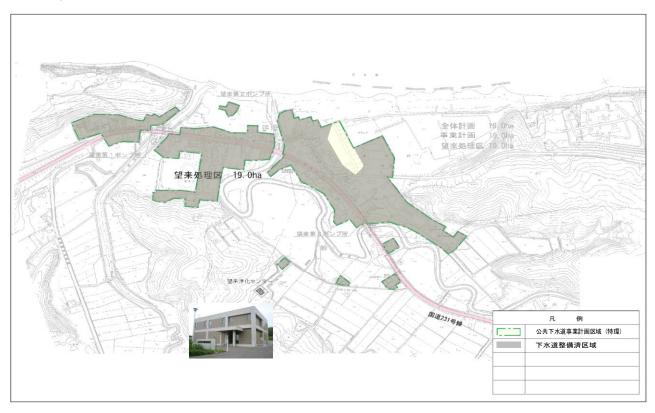
(H28.3月末現在)

供用開始年月日	平成15年度	法適(全部適用・一部適用)	非法適
(供用開始後年数)	(供用開始後13年)	非適の区分	并
処理区域内人口密度	15.8人/ha	流域下水道等への接続の有無	無し
処 理 区 数	2区(厚田処理区、	望来処理区)	
処 理 場 数	2 箇所(厚田浄化も	アンター、望来浄化センター)
広域化・共同化・最適化 実施状況	保全公共下水道事業	公共下水道事業、都市計画区域 、下水道計画区域外の個別 生に応じて実施しています。	

〇厚田処理区



〇望来処理区



② 使 用 料

	特定環境例	R全公共下;	水道事業の使用料は、	平成25年3月	に公共下									
体田料はその	水道事業と統一し、その後、公共下水道事業の使用料改定に合わせ													
使用料体系の	て、平成29年	F3月に平均	勾6. 28%の値上となる	が使用料改定を	実施して									
概要・考え方 	います。													
	使用料体系	冬についてに	は、使用料表のとおり	です。	斗改定を実施して 27年度 3,283円									
条例上の使用料	平成27年度	2,531円	実質的な使用料	平成27年度	3,283円									
(20㎡あたり)	平成26年度	2,531円	(20㎡あたり)	平成26年度	3,284円									
※過去3年度分を記載	平成25年度	2,461円	※過去3年度分を記載	平成25年度	3,191円									

〇使用料表

(H29.3.1現在、税抜き)

	汚水	量	金額
	基本汚水量	10㎡までの部分	1, 120円
公衆浴場以外 の施設	超過汚水量	10㎡を超え30㎡まで	137円
のが配配	(1㎡につき)	30㎡を超える部分	200円
公衆浴場	1 ㎡につき		58円

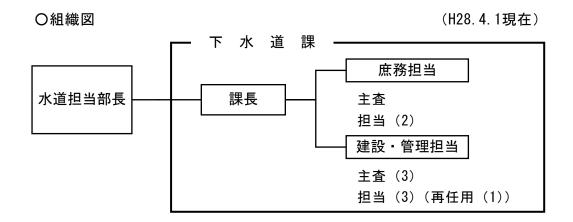
③ 組 織

■職 員 数

下水道課は平成28年度現在10人体制となっており、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び個別排水処理施設整備事業を実施しています。職員給与費の予算措置としましては、公共下水道事業会計に8人、特定環境保全公共下水道事業に1人、個別排水処理施設整備事業に1人としています。

■事業運営組織

平成17年度の石狩市・厚田村・浜益村の合併後、公共下水道事業は下水道管理課及び下水道建設課、特定環境保全公共下水道事業は下水道管理課、下水道建設課及び厚田支所建設水道課、個別排水処理施設整備事業は合併浄化槽担当及び厚田支所建設水道課にて実施していました。その後、職員数削減や組織スリム化の取組に伴い、平成19年度には厚田支所建設水道課を廃止し、平成20年度には下水道管理課と下水道建設課を統合して下水道課とし、平成21年度には合併浄化槽担当を廃止して、現在は下水道課で3事業を実施しています。

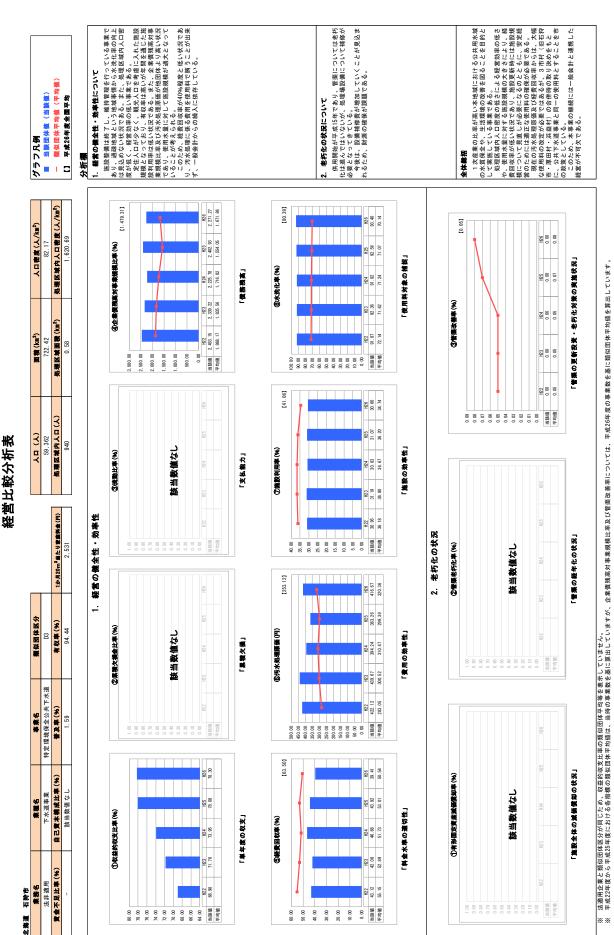


(2) 民間活力の活用等

■民間活用の状況

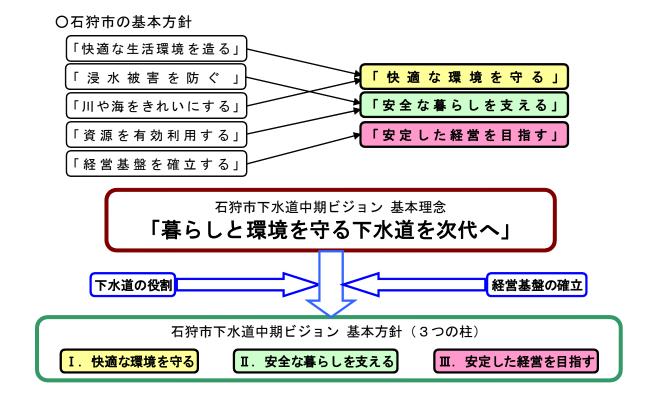
公共下水道事業と一括して、処理場・ポンプ場維持管理業務、消防設備保守点検業務、 自家用電気工作物保安管理業務、下水道施設維持管理業務を民間事業者に委託していま す。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析



3. 経営の基本方針

「暮らしと環境を守る下水道を次代へ」の基本理念の基、「I. 快適な環境を守る」、「Ⅱ. 安全な暮らしを支える」、「Ⅲ. 安定した経営を目指す」を基本方針として事業を実施しています。



【 I. 快適な環境を守る】

- ・1次産業の比率が高い本地域における公共用水域の水質保全や、生活環境の改善を図ることを目的としており、下水道の普及により水環境は改善されています。厚田浄化センター及び望来浄化センターからの放流先河川の水質は問題なく、今後も水質保全に努めます。
- ・下水道事業計画区域の管渠整備はほぼ終了しており、水洗化率の向上に努めます。

【Ⅱ.安全な暮らしを支える】

- ・厚田浄化センター及び望来浄化センターについては、耐震化対策済みであります。
- ・供用開始が平成15年度であり、管渠施設については老朽化の心配はありませんが、施設ではたいては修繕が必要となってきており、設備の更新を実施していきます。
- ・災害発生時に、下水道施設の最低限の機能を確保する必要があることから、「下水道 BCP」を策定します。なお、「下水道 BCP (簡易版)」については策定済です。

【Ⅲ. 安定した経営を目指す】

- ・組織スリム化や民間委託の公共下水道事業との一括契約、また、電算システムの水道 事業との共通化等により、維持管理費用の削減を図っています。
- ・使用料の賦課徴収業務を水道事業に委託し、事務の効率化及び収納率の向上を図って います。
- ・過疎地域であり、経費回収率が低く、経営努力だけでは限界があることから、一般会計と連携し経営の安定化を図っていきます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資·財政計画(収支計画)

別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

- ① 収支計画のうち投資についての説明
 - ■管渠、処理場等の建設・更新に関する事項
 - ・トーメン石狩ニュータウンの移管を予定しており、平成29年度から平成31年度において、移管に必要となる管渠等の整備を行うこととし、総額で3億520万円の事業費を予定しています。
 - ・厚田浄化センターの電気・機械設備については、耐用年数を経過するため、平成35年度から設備の更新を行うこととし、計画期間中の事業費は2億619万円を予定しています。
 - ・厚田処理区のマンホールポンプ所の電気・機械設備については、耐用年数を経過するため、平成37年度に更新を行うこととし、3,300万円の事業費を予定しています。

■投資の平準化に関する事項

・下水道施設全体を一体的に捉えたストックマネジメント計画の策定と、それに基づ く点検・調査を行い、施設全体の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低 減を図ります。

② 収支計画のうち財源についての説明

■財源の目標に関する事項

・トーメン石狩ニュータウンの移管に係る施設整備について、国の交付金を活用する とともに、開発事業者からの費用負担を見込んでいます。

■使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項

- ・下水道使用料の改定に伴い、平成29年4月分から下水道使用料を平均6.28%値上しました。
- ・トーメン石狩ニュータウンの移管に伴い、平成32年度から当該地区の下水道使用料 を見込んでいます。
- ・少子高齢化・人口減少等により、使用料収入は長期的には減少傾向にあると見込ん でいます。

■企業債に関する事項

- ・建設改良事業に伴う企業債については、国の交付金等の財源を除き、対象事業費の 100%を発行します。
- ・企業債元金償還金に対する財源不足については、資本費平準化債を発行して対応します。

■繰入金に関する事項

- ・一般会計からの繰入金については、繰出基準に基づき算定していますが、平成25年度に公共下水道と使用料を統一したことによる減収分については、基準外繰入として算定しています。
- ・特定環境保全公共下水道事業及び個別排水処理施設整備事業安定化基金は、平成31 年度に残高がなくなる見込みであります。このため平成32年度からは、歳入不足額 については、一般会計からの基準外繰入を算定しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

■職員給与費に関する事項

・職員1人の配置としており、これ以上の職員削減は困難であり、職員給与費は経験 年数に合わせて増加していくことを見込んでいます。

■修繕費に関する事項

・設備のライフサイクルに合わせ、計画的に修繕を行うこととします。

■委託料・動力費に関する事項

・処理場・ポンプ場維持管理業務委託等、各種の委託業務については、公共下水道事業と一括で契約することにより、コスト縮減を図っています。また、委託料や動力費については、労務単価の上昇など、今後の経済情勢に影響されることを考慮して、毎年一定程度の上昇を見込んでいます。

■その他

・トーメン石狩ニュータウンの移管に伴い、当該地区の汚水処理については、公共下水道事業に委託する予定であります。このため平成32年度から汚水処理に係る負担金を見込んでいます。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

■その他の取組

・少子高齢化・人口減少により使用水量の減少が想定されるため、施設更新にあたってはスペックダウンを含めて検討する必要があります。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

■使用料の見直しに関する事項

・公共下水道事業と使用料を統一することにしており、今後も公共下水道事業にあわせて、概ね4年ごとに使用料の見直しを行っていきます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

■民間活力の活用に関する事項

・下水道施設の維持管理について、公共下水道事業と合わせて包括的民間委託を検討 していきます。

■動力費に関する事項

・電力自由化に伴う経費削減について検討していきます。

■薬品費・修繕費・委託料に関する事項

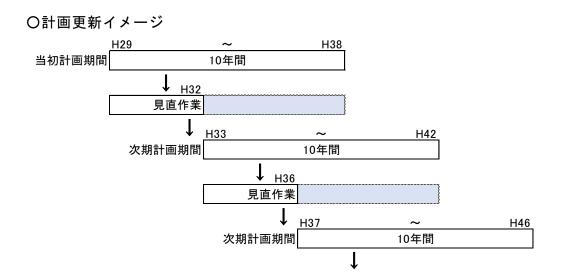
・包括的民間委託により削減可能か検討していきます。

■その他の取組

- ・経営状況・資産等を正確・客観的に把握し、将来にわたり安定的に下水道事業を継続していくため、公営企業会計の適用について検討していきます。
- ・水道事業との業務の連携について検討していきます。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

下水道使用料の見直しと合わせ、概ね4年を一区切りとして見直しを行い、適宜更新していくとともに、更新後の計画期間も10年間を維持することとします。なお、経営戦略の点検・見直しについては、下水道事業運営委員会へ報告するほか、市ホームページなどで公表します。



投資-財政計画

: 千田, %)	# # #	ド 成38年度	105,650	23,166	23,160		9	82,484	82,464	20	68,844	60,951	9,403		51,548	7,893	6,893	87	1,000	36,806	129,090	74,100	10,200				54,950	40		165,896	120,100		45,796				
(単位:千円	101年	+ RX29年 吳十 RX30 年 吳十 RX3 年 支 十 RX 3 2 年 支 十 RX 3 3 年 支 十 RX 3 3 年 支 十 RX 3 7 年 支 十 RX 3 8 年 支 + RX 3 8 年 大 3 8 年	105,024	23,400	23,394		9	81,624	81,604	20	68,573	60,640	9,300		51,340	7,933	6,933	87	1,000	36,451	110,085	65,000	10,000				45,045	40		146,536	100,090		46,446				
	出りの仕事	干灰30平度	102,645	23,636	23,630		9	79,009	78,989	20	68,704	60,330	9,197		51,133	8,374	7,374	87	1,000	33,941	28,240	19,200	9,200				9,000	40		62,181	19,000		43,181				
	证 井の5 在 年	平成35年度	113,240	23,875	23,869		9	89,365	89,345	20	80,508	71,623	9,095		62,528	8,885	7,885	87	1,000	32,732	9,440	8,400	8,400				1,000	40		42,172	2,200		39,972				
	# 1 7 7 6 # #	平成34年度	111,504	24,116	24,110		9	87,388	87,368	20	81,190	71,816	8,992		62,824	9,374	8,374	87	1,000	30,314	8,040	8,000	8,000					40		38,354			38,354				
	出るの在	干灰33年度	136,383	24,360	24,354		9	112,023	112,003	20	106,861	97,011	8,890		88,121	9,850	8,850	87	1,000	29,522	7,940	7,900	7,900					40		37,462			37,462				
	十 500年	平成32年度	117,368	24,606	24,600		9	92,762	92,742	20	88,518	78,204	8,787		69,417	10,314	9,314	87	1,000	28,850	7,740	7,700	7,700					40		36,590			36,590				
Ī	五十0十年	干灰の平度	60,412	16,051	16,045		9	44,361	44,331	30	82,831	72,644	8,685		63,959	10,187	9,187	87	1,000	△ 22,419	195,639	66,400	3,700				61,000	13,327	54,912	173,210	137,000		36,210				
	中での仕事	干灰30平度	63,500	16,213	16,207		9	47,287	47,247	40	75,981	65,176	8,573		56,603	10,805	9,805	87	1,000	△ 12,481	161,239	64,000					49,000	40	48,199	148,738	113,000		35,738				
<u> </u>	中のな年	干败29年度	78,642	16,377	16,371		9	62,265	62,220	45	64,288	53,692	8,461		45,231	10,596	9,596	87	1,000	14,354	91,778	21,300	1,200				25,100	10,006	35,372	106,107	55,200		50,907				
		本 平度	92,949	13,603	13,597		9	79,346	79,271	75	58,559	46,691	9,839		36,852	11,868	10,868	87	1,000	34,390	35,377	4,900	4,900					40	30,437	69,712			69,712				
	前年度	(決算)	105,752	14,410	14,393		17	91,342	91,286	26	51,733	39,939	8,581		31,358	11,794	11,794	1		54,019	34,940	12,900	12,900					120	21,920	88,903			88,903				
	度		(A) 禁	益 (B)	ሃ	(C)	色	坩	入金	他	用 (D)	用	与 費	手	他		息	金利息	他	(E)	(F)	債	化 債	助金	入 金	代金	助		他	(5) 田	費	給 与費	金 (H)	町子	田	割	
	年			孙	孙	事	9	孙 ↓	十	0		子	粉	退職	0	人 費	利	- 時借入	0	(A)-(D)	趴	JL		構	罪	売却	県) 補	負 担	(文	λ 良		價湿	Υ	の な	_	
			孙	業	金	託工		業か	邻		費	業	=	うち		業外	界	うちー]	的	力		丰		資産	道府	事	0	> 的	設	うち	債	長期借	く	6	
		分		呼	ア 料	イ受	ウ そ	响		1 8		亭	ア		1 8	 [M]	7 支		1 8	収支差	資本	君	5	他会		固定	国(都		5	資本	重		1	他会計	争邻	4	
		凶	1 総	(1)	. ۲	Æ ·	7	(2)			2 総	(1)	2	, TH	t)	(2)	TT			3	1	(1)		(2)	(3)	(4)	(2)	(9)	(2)	2	(1)	, 1,	(2)			(2)	
					<u> </u>	₩	- 5	작		相	\$	2	사 사	相	支	ıΥ :	а						7/11/2	\ T\		를 당 .	<u> </u>		名		¥ ₩	4		I X ∃			L

投資,財政計画

(単位:千円.%)	1	平成29年度平成30年度平成31年度平成32年度平成33年度平成34年度平成35年度平成36年度平成37年度平成38年度										92		23,166							549,248	単位:千円)	平成29年度平成30年度平成31年度平成32年度平成33年度平成34年度平成35年度平成36年度平成37年度平成38年度	82,464	39,569	42,895			
(単行	1 1	干灰3/年原										16		23,400							520,944		平成37年度	81,604	38,411	43,193			
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	平及36年度										92		23,636							502,390		平成36年度	78,989	35,931	43,058			
	1	平成35年 <u>两</u> .										94		23,875							526,371		平成35年度	89,345	34,557	54,788			
	4	r										66		24,116							557,943	•	平成34年度 ³	87,368	33,721	53,647			
	1	, 及33年度,										94		24,360							588,297	•	₽成33年度 ⁵	112,003	37,409	74,594			
	1	- 灰32年 医子										94		24,606							617,859	=	∞元成32年度平	92,742	38,748	53,994			_
ត	1	- 灰31 年度 1	10	10								51		16,051							646,749	-	∞成31年度	44,331	42,879	1,452			_
2 2 1 1	1	- 及30年度十	20	20								22		16,213							616,559	-	- 成30年度	47,247	45,780	1,467			_
K K K	1	- 成29年度十	25	25								89		16,377							588,297	=	:成29年度平	62,220	60,738	1,482			_
		★ 対 対	22	22								72		13,603							617,904	=	本年度 平	79,271	77,112	2,159			_
	前年度	(黄	26	26								75		14,410							682,716	_	前年度(決算)	91,286	89,002	2,284			_
	年 度	*	支 再 差 引 (E)+(I) (J)	Ħ	年度からの繰越金 (L)	度繰上充用	式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	使く総	質 収 支黒 字(P)	(N)-(O) 赤 字 (Q)	字 比 率 ((Q) ×100)	的収支比率(地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額(R)	収益 — 受託工事収益 (B)-(C) (S)	方 財 政 法 に よる ((R)/(S)×100) 金 不 足 の 比 率	健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)	健全化法施行規則第6条に規定する (n) 解 消 可 能 資 金 不 足 額	に法施行令第17条により算定した (V)	健全化法第22条により算定した ((T)/(V)×100) 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)	残	方 債 残 高 (X)	治	4 度 分	E 的 収 支 分	うち基準内繰入金	うち基準外繰入金	的收支分	うち基準内線入金いた推進外館入金	りまず、する
		M	삵	種	前年原	前年		器	₩		业。	投掛	地方資	加	出資 企	健全/	健全4	(種子)	類 徳	(争	뮞	〇他会計繰入金	M	日本			河		